藤沢市一時預かり事業の利用可否にかかるフローチャート

利用可否	備考
ご利用いただけません	満6か月を超えていれば、こども誰でも通園制度はご利用いただけます。
ご利用いただけません	
祖父母等が藤沢市在住であれば、ご利用いただけます。	市内料金でご利用いただけます。 私的・緊急的一時預かりの事由でのお預かりとなります。
市外児受入可の施設はご利用いただけます。	市外料金でご利用いただけます。 私的・緊急的一時預かりの事由でのお預かりで、非定型的一時預かりはできません。原則、市民優先の事業となるため、ご理解ください。

※市外児受入可の施設は、HP等でご確認ください。

一部の施設のみ受入れ可能です。	私的・緊急的一時預かりの事由でのお預かりとなります。非定型的一時預かりではお使いいただけません。

※認可保育施設入所時受入可の施設は、HP等でご確認ください。

非定型的一時預かりがご利用いただけます。	就労・就学の事由の確認があります。 週3日以内で、曜日固定での利用となります。 ※就労証明書等の提出が必要です。
緊急的一時預かりがご利用いただけます。	連続しての利用が可能です。月14日以内のお預かりが可能です。(ただし、施設の空き状況により異なります)
次のような理由がある場合は、緊急的一時預かりがご利用いただけます。	通院・冠婚葬祭、親の介護・看護など社会的にやむを得ない事情によりご家庭での保育が難しい場合(週3日以内・月10日まで)
私的理由で一時預かりがご利用いただけます。	保護者の育児負担の軽減やリフレッシュなどによる場合のお預かりです。 (週3日以内・月4日まで)

藤沢市一時預かり事業の預かりの種類
■非定型的一時預かり ・保護者が就労、就学している場合のお預かりです。 ・週1日～3日以内の預かりです(曜日と時間は固定です)。
■緊急的一時預かり ・通院、冠婚葬祭など社会的にやむをえない場合で、月10日以内のお預かりです。 ・保護者の出産、入院の場合は月14日以内でお預かりです。
■私的理由による一時預かり ・保護者の育児負担の軽減やリフレッシュなどによる場合です。月4日までのお預かりです。

※預かりの種類を組み合わせて利用することも可能ですが、原則週3日までとなります。